

(別紙5)

整理番号 2018P-119  
補助事業名 平成30年度 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業  
補助事業者名 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

## 1 補助事業の概要

### (1) 事業の目的

学校に行くことに苦しさを感じる子どもに相談機会を提供し、自分の気持ちを受けとめてくれる大人がいるという安心感を持ってもらうこと、また多様な大人や考え方と接する中で子どもの視野が広がることで、自分を責め、精神的に追い込んでしまうことを防ぐ。

また地域で子どもが過ごせる場所や関係の必要性などを社会に提言し、国や各自治体の施策づくりや大人の意識改革につなげていく。

### (2) 実施内容

#### ①子どもが生きやすい社会づくりのための広報・提言事業

##### ●子ども向け新ポスターの作成と配布

子どもたちが安心して電話やチャットを利用できるよう、チャイルドラインが掲げる約束を前面に打ち出してデザインした新しいポスターデザインを制作した。今回は学校に行きづらい子どもたちへの周知と、学校に行っている子どもにも学校以外の場所で目に留まることで接触機会を増やすことを目指して、全国の児童館と小児科クリニックへポスターを送付した。

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4006277#4006277>

##### ●2018チャイルドライン年次報告の作成

2017年度の活動を通じて得た電話・チャット等のデータや、活動から見える子どもたちの状況と社会課題、チャイルドライン活動の現状や課題などを広く社会に伝えるための資料として制作した。

作成した年次報告書は、活動の支援者や関連機関のほか国会議員、全国の教育委員会、児童相談所、都道府県警の少年相談担当課、法務局の人権擁護課、精神保健センター、弁護士会など子どもに関わっている相談機関や、新聞社などマスメディアへも配布した。団体ウェブサイトへも掲載し、閲覧・ダウンロードできるようになっている。

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4006274#4006274>

<https://childline.or.jp/supporter/report>

(別紙5)

【配布先の相談機関】

教育委員会（都道府県、政令市）	78 か所	精神保健福祉センター	69 か所
児童相談所	228 か所	消費生活センター	47 か所
地方法務局（人権擁護課）	50 か所	弁護士会	54 か所
都道府県警（少年相談担当課）	52 か所	いのちの電話	53 か所

②子どもが利用しやすい相談環境の整備・強化事業

●オンライン相談

オンラインチャットの実施拠点拡大と、研修体制のさらなる強化のため、初回研修プログラム（事前研修、事後研修）の全面見直しを行った。あわせて各実施拠点にパッケージとして提供できるよう進行ノウハウを整理した。また全体研修はチャット実施団体の研修担当者を主な対象として、「文字によるコミュニケーション」と「情報セキュリティ」をテーマに行った。

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4006276#4006276>

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4006278#4006278>

●スーパーバイズ機能の強化

子どもの声を受けとめる「受け手」をサポートする役割である「支え手」のスーパーバイズ機能を高めていくため、2018年度は現場の実践状況を確認し、より効果的な研修のあり方を模索した。各団体の課題を共有し、相互に実践経験を交流することを目指してエリア会議を行ったほか、各団体で行っている研修プログラムの内容を集約し、スーパーバイズ機能の強化として有効性の高い研修プログラムの構成要素を分析、検証した。

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4006275#4006275>

2 予想される事業実施効果

①子どもが生きやすい社会づくりのための広報・提言事業

長期休み明けは不登校や子どもの自死が増える傾向にあるが、2019年5月のゴールデンウィークは10連休と長期だったこともあり、子どもの様子の変化に注意を喚起する報道が相次いだ。チャイルドラインでも、子どもたちに向けたメッセージを、ホームページやマスメディアを通じて発信するなどしているが、子どもの声を聴く活動として、ますます認知が拡大してきていると感じる。今後も特に夏休み明けなどに同様の発信を行うなど社会全体への意識啓発を進めていく。

子どもにとっても、日常的に様々な媒体で目に触れる存在となることで、より相談へのハードルを低下させることができると考えている。

(別紙5)

## ②子どもが利用しやすい相談環境の整備・強化事業

子どもたちの声を聴くボランティアにとって、聴く力が向上することは、自己の成長を実感するとともに、より子どもや社会への役立感を得ることでモチベーション維持にもつながり、現場の慢性的な人手不足にも寄与すると考えている。人手不足が解消することで子どもからの相談をさらに丁寧に行うことができるようになる。

オンラインチャットは2019年6月から毎週木金の受付体制に拡大予定となっており、今後もさらに体制を拡充して子どものニーズに応えていく。

## 3 補助事業に係わる成果物

### (1) 補助事業により作成したもの

#### 2018チャイルドライン年次報告



#### 小学生向け新ポスター



(別紙5)

(2)(1) 以外で当事業において作成したもの  
該当なし

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター  
(ニンテイトクテイヒエイリカツドウホウジンチャイルドラインシエンセンター)

住 所： 〒162-0808  
東京都新宿区天神町14 神楽坂藤井ビル5階

代 表 者： 代表理事 松江 比佐子 (ダイヒョウリジ マツエ ヒサコ)

担 当 部 署： 事務局 (ジムキョク)

担 当 者 名： 事務局員 高橋 俊行 (ジムキョクイン タカハシ トシユキ)

電 話 番 号： 03-5946-8500

F A X： 03-5946-8501

E - m a i l： [info@childline.or.jp](mailto:info@childline.or.jp)

U R L： <https://childline.or.jp/>